（解体等積立金の取戻し）

第十三条の七　法第十五条の十五の経済産業省令で定める場合及び当該場合において認定事業者等（同条に規定する認定事業者等をいう。）が取り戻すことができる解体等積立金の額は、次のとおりとする。

一　法第十五条の十八第一項の規定により積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備の解体等が完了したことについて経済産業大臣の確認を受けた場合　推進機関に積み立てられた解体等積立金の全額（当該経済産業大臣の確認の前にその一部の取戻しが行われた場合にあっては、その残額）

二　認定事業者等が法第十五条の十七の規定により内部積立金を積み立てている場合　推進機関に積み立てられた解体等積立金の全額（当該経済産業大臣の確認の前にその一部の取戻しが行われた場合にあっては、その残額）

2　法第十五条の十五の規定により解体等積立金を取り戻そうとする者は、様式第七の三による申請書を推進機関に提出しなければならない。

3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　［略］

三　第一項第二号の場合にあっては、法第十五条の十七の規定により内部積立金を積み立てていることを証する書面

四　［略］

4　法第十五条の十六の規定により解体等積立金を取り戻そうとする者は、様式第七の四による申請書を推進機関に提出しなければならない。

（認定の失効及び取消しに伴う措置）

第十三条の八　法第十五条の十八第一項の規定による再生可能エネルギー発電設備の解体等を完了したことについての確認を受けようとする者は、様式第七の五による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　［略］

（解体等積立金の取戻し）

第十三条の七　法第十五条の九の経済産業省令で定める場合及び当該場合において認定事業者等（同条に規定する認定事業者等をいう。）が取り戻すことができる解体等積立金の額は、次のとおりとする。

一　法第十五条の十二第一項の規定により積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備の解体等が完了したことについて経済産業大臣の確認を受けた場合　推進機関に積み立てられた解体等積立金の全額（当該経済産業大臣の確認の前にその一部の取戻しが行われた場合にあっては、その残額）

二　認定事業者等が法第十五条の十一の規定により内部積立金を積み立てている場合　推進機関に積み立てられた解体等積立金の全額（当該経済産業大臣の確認の前にその一部の取戻しが行われた場合にあっては、その残額）

2　法第十五条の九の規定により解体等積立金を取り戻そうとする者は、様式第七の三による申請書を推進機関に提出しなければならない。

3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　［略］

三　第一項第二号の場合にあっては、法第十五条の十一の規定により内部積立金を積み立てていることを証する書面

四　［略］

4　法第十五条の十の規定により解体等積立金を取り戻そうとする者は、様式第七の四による申請書を推進機関に提出しなければならない。

（認定の失効及び取消しに伴う措置）

第十三条の八　法第十五条の十二第一項の規定による再生可能エネルギー発電設備の解体等を完了したことについての確認を受けようとする者は、様式第七の五による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　［略］

（積立金管理業務規程で定める事項）

第十三条の九　法第十五条の二十第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六　［略］

2　推進機関は、法第十五条の二十第一項前段の規定により積立金管理業務規程の認可を受けようとするときは、様式第七の六による申請書に当該認可に係る積立金管理業務規程を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

3　推進機関は、法第十五条の二十第一項後段の規定により積立金管理業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第七の七による申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

（積立金管理業務に関する帳簿に係る事項）

第十三条の十　法第十五条の二十二の帳簿は、推進機関が備え付け、積立金管理業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

2　［略］

3　法第十五条の二十二の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　［略］

（法第五十二条の二第一項の経済産業省令で定める書類）

第三十六条　法第五十二条の二第一項の経済産業省令で定める書類は、法第十三条の規定による命令、法第十五条の規定による取消し又は法第十五条の六第一項若しくは法第十五条の十一第一項の規定による命令の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となった事実を記載した書類とする。

［新設］

（積立金管理業務規程で定める事項）

第十三条の九　法第十五条の十四第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六　［略］

2　推進機関は、法第十五条の十四第一項前段の規定により積立金管理業務規程の認可を受けようとするときは、様式第七の六による申請書に当該認可に係る積立金管理業務規程を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

3　推進機関は、法第十五条の十四第一項後段の規定により積立金管理業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第七の七による申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

（積立金管理業務に関する帳簿に係る事項）

第十三条の十　法第十五条の十六の帳簿は、推進機関が備え付け、積立金管理業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

2　［略］

3　法第十五条の十六の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　［略］

［新設］

備考　表中の［　］は注記である。